

第25回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成27年2月23日(月)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 25名

1番 山口 忠雄	2番 関 憲夫	3番 高浦 芳一
4番 篠原 覚	5番 柳井 進	6番 渡邊 久芝
7番 渡邊 邦男	8番 積田 雅美	9番 佐久間 政男
10番 多田 總一郎	11番 山下 和彦	12番 宮嶋 十郎
13番 中川 喜一郎	14番 板倉 保	15番 佐久間 正夫
16番 奥野 政義	17番 峯下 健次	19番 佐久間 保夫
20番 地引 正和	21番 御園 豊	22番 葛田 吉弥
24番 渡邊 喜一	25番 笹生 猛	26番 藤井 幸光
27番 佐久間 清		

5 欠席委員 1名

18番 川名 康夫

6 出席事務局職員 3名

佐久間事務局長 森副参事 鈴木主幹

◎開 会

平成27年2月23日午後3時00分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第25回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、26名中25名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。18番、川名委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

3番、高浦芳一委員、4番、篠原覚委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案第1号整理番号1についてご説明申し上げます。議案1ページをごらんください。本件は、平成27年1月30日付で提出がありました。

申請内容につきましては、譲渡人は遠方のため耕作できないとのことです。譲受人は譲渡人から売却の話があり、自作地に隣接する農地であり、耕作するのに便利であることから申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は、坂戸市場字上押切、神納字石塚台です。現地を確認いたしましたところ、現地は田で管理されておりました。現地調査につきましては、神納がございしますが、坂戸市場に隣接していることから、地引委員に現地調査をお願いいたしました。総会資料2ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。貸付地がありますが、農業経営基盤強化促進法により農地の集積に協力しているものや、従前から貸し付けている農地で、現在も継続して借受人が耕作しているとのことです。

農機具については、トラクター、耕うん機、農用車、草刈り機を所有しており、田植え機、コンバイン、乾燥機等については、借用により作業しているとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で160日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

近隣に耕作地があり、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

20番、地引正和委員。

○20番（地引正和君） 20番。今月の20日の日に代理人の方と現地で会いまして、先ほど事務局から言われたように、2つとも耕作というよりもうなわれておりますので、非常に管理が行き届いております。ここにも書いてあるように、持っている方は埼玉県の方でしたので、今度大曾根の〇〇〇〇さんがやるということでした。先ほど1ページの位置図に書いてございますように、隣が今〇〇〇〇さんが耕作しているということですので、非常に便利だということで、そういう説明がありましたので、了承いたしました。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 次に、権利者住所地農業委員として意見を求めます。

24番、渡邊喜一委員。

○24番（渡邊喜一君） 今地引委員が説明したのと重複するのですが、2月19日に私もこの2枚の田んぼを確認しました。1枚のほうは、つい最近トラクターでうなったような状態、もう一枚のほうは秋以降1回ぐらいはうなったのかな、そんな感じなので、特に農地的には問題ありません。

それから、購入のきっかけになったのは、地引さんが言ったように、自作地が隣にあると、それから〇〇〇〇〇からの〇〇さんという人だったかな、からも何か買って下さいということをお〇〇さんのほうにお願いに来て、そういうことで話がまとまったというふうに私は聞いております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の整理番号2についてご説明申し上げます。

議案2ページから4ページ、会議資料3ページから7ページに本件に関する資料を載せております。本件は、平成27年1月21日付で提出がありました。

申請内容は、飯富在住の方が農業者年金制度に基づき、経営移譲年金を継続して受給するため、農地を後継者へ使用貸借しようとするものです。

権利の種類は使用貸借権の設定でございます。期間は30年です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、経営移譲年金を受給するための申請ですので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第1号整理番号3についてご説明申し上げます。

議案5ページをごらんください。本件は、平成27年1月13日付で提出がありました。本件申請内容につきましては、大曾根在住の方が同一世帯内で贈与を行いたいとするもので、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

権利者の営農状況については、総会資料9ページに添付してございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、同一世帯内での贈与の申請ですので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4についてを議題といたしますが、議案第1号の4ないし議案第1号の7については関連がありますので、一括して議題とすることとし、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第1号の整理番号4ないし議案第1号の整理番号7については、譲受人が同一であり、また取得に至った理由も同一であることから、一括して説明させていただきます。

議案5ページと6ページをごらんください。本件は、平成27年1月29日付で提出がありました。申請内容につきましては、場所は、大曾根字大坪です。

総会資料10ページの位置図をごらんください。申請地は、浮戸川上流Ⅲ期土地改良事業区域内とのことです。譲受人は、経営拡大とともに土地改良事業に伴う農地の集約化、効率化を図るため、購入の申し出をしたところ、譲渡人においては、この申し出を理解し、協力するため応ずるとのことです。現地を確認いたしましたところ、現地は田で耕作されておりました。

総会資料14ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。農機具等については、耕うん機、田植え機、トラクター、農用車を所有しており、田植え、刈り取り、乾燥、もみすりについては委託しているとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で320日とのことです。下限面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。譲受人については、今後も水稻を作付していくとのことです。

引き続き、議案5ページ、本件も同様に平成27年1月29日付で提出がありました。申請内容につき

ましては、場所は、勝字洗前です。

総会資料11ページ的位置図をごらんください。申請地は、浮戸川上流Ⅲ期土地改良事業区域内とのことです。譲受人は経営拡大とともに土地改良事業に伴う農地の集約化、効率化を図るため、購入の申し出をしたところ、譲渡人においては、この申し出を理解し、協力するために応ずるとのことです。現地を確認いたしましたところ、現地は田で耕作されておりました。

総会資料14ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準につきましては、議案第1号整理番号4で説明したとおりですので、省略させていただきます。

引き続き、議案第1号整理番号6についてご説明申し上げます。議案5ページをごらんください。本件は、平成27年1月29日付で提出がありました。申請内容につきましては、場所は、勝字洗前です。

総会資料12ページ的位置図をごらんください。申請地は、浮戸川上流Ⅲ期土地改良事業区域内とのことです。譲受人は、経営拡大とともに土地改良事業に伴う農地の集約化、効率化を図るため、購入の申し出をしたところ、譲渡人においては、この申し出を理解し、協力するために応ずるとのことです。現地を確認いたしましたところ、現地は田で耕作されておりました。

総会資料14ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準につきましては、議案第1号整理番号4で説明したとおりですので、省略させていただきます。

引き続きまして、議案第1号整理番号7についてご説明させていただきます。議案6ページをごらんください。本件は、平成27年1月29日付で提出がありました。申請内容につきましては、場所は、勝字井戸田、字洗前です。

総会資料13ページ的位置図をごらんください。申請地は、浮戸川上流Ⅲ期土地改良事業区域内とのことです。譲受人は経営拡大とともに土地改良事業に伴う農地の集約化、効率化を図るため、購入の申し出をしたところ、譲渡人においては、この申し出を理解し、協力するために応ずるとのことです。現地を確認いたしましたところ、現地は田で耕作されておりました。

総会資料14ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準につきましては、議案第1号整理番号4で説明したとおりですので、省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区権利者住所地区の委員として意見及び現地調査の報告を求めます。

24番、渡邊喜一委員。

○24番（渡邊喜一君） 2月19日の10時に現場確認をしました。一部の田んぼは、トラクターで最近うなった状態で、一部は秋収穫後、1回うなったような状況です。特に農地的には問題はありません。

購入のきっかけですけれども、事務局で説明したとおり、今勝大曾根地区は水田の圃場整備事業をやっています。この秋から現場作業に入るのですけれども、売り主のほうは、耕作面積が少なく、換地、もう田んぼは要らないよと、そういう希望を出しておったので、それに〇〇さんのほうが規模を拡大したいという思いがあり、話がまとまったというふうに私は聞いております。皆さんのご審議のほどをよろしくお願いします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 次に、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

7番、渡邊邦男委員。

○7番（渡邊邦男君） 7番、渡邊です。2月20日午後5時に申請人の〇〇さんと合流しまして、現地を調査してまいりました。ただいま事務局、渡邊委員の説明のとおりであります。委員の皆様の審議をよろしくお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

採決につきましては、1件ずつ行います。

それでは、議案第1号の4について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の5について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の6について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の6については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の7について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の7については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の8について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第1号整理番号8についてご説明申し上げます。

議案6ページをごらんください。本件は、平成27年2月5日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は農業の廃止をしたいとのこと。譲受人は、自宅にも近く耕作するのに便利であることから取得したいとのこと。

総会資料15ページの位置図をごらんください。場所は、上泉字上大和田です。現地を確認いたしましたところ、現地は畑で管理されておりました。

総会資料16ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。農機具については、所有する農地を耕作するのに必要な機械はそろっているものと思われま

す。農作業常時従事要件につきましては、世帯で1,200日とのこと。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。権利取得後は落花生を作付し、これまでどおり野菜の作付をしていくとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、渡邊久芝委員。

○6番（渡邊久芝君） 6番、渡邊です。

2月の17日、朝9時40分現地にて代理人の〇〇〇〇の〇〇〇さん、また譲受人の〇〇〇〇さんと現地を確認しました。現地は畑になっており、きれいに耕うんされておりました。譲渡人の〇〇〇〇さんは老人ホームに入所しており、家族は子供1人、男性の方も何か病院に入退院を繰り返しておるということでした。耕作ができないために家の隣接地の〇〇〇〇さんに購入してもらえないかと、そういったような話があったそうです。場所は事務局が言ったとおり、〇〇〇〇〇〇〇〇より東側に100メートルぐらい入ったところの畑でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の8について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の8については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の9について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第1号整理番号9についてご説明申し上げます。

議案6ページをごらんください。本件は、平成27年2月5日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は労働力不足で通作ができないとのことです。譲受人は、自宅に近く耕作するのに便利であることから取得したいとのことです。

総会資料17ページの位置図をごらんください。場所は、上泉字東萩原です。現地を確認いたしましたところ、現地は畑で管理されておりました。

総会資料18ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。農機具については、所有する農地を耕作するのに必要な機械はそろっているものと思われま

す。農作業常時従事要件につきましては、世帯で680日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。権利取得後はジャガイモを作付し、地域の農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法は地域の基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、渡邊久芝委員。

○6番（渡邊久芝君） 6番、渡邊です。2月の17日午後1時に〇〇事務所の〇〇さんと現地を確認しました。現地は畑で、きれいに耕うんされておりました。譲渡人の〇〇〇〇さんが現在木更津市に住んでおり、管理ができませんということで、譲りたいということでございました。譲受人の〇〇〇〇

さんは、畑のすぐ近所で耕作が容易なために購入したいとの話でございました。場所は、〇〇〇〇〇の信号より川原井方面に向かって1キロぐらい行ったところの右側の畑でございます。

審議のほどよろしく願います。以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の9について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の9については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の10について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第1号整理番号10についてご説明申し上げます。

議案7ページをごらんください。本件は、平成27年1月27日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は自宅から離れており、これまで管理してもらっていた譲受人に譲渡の申し出をしたところ、譲渡人においては、農業経営拡大のため申し出を受けるとのことです。

総会資料19ページの位置図をごらんください。場所は、野里字塩辛、字上五反目です。現地を確認いたしましたところ、現地は田で耕作されておりました。

総会資料20ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。農機具については、所有する農地を耕作するのに必要な機械がそろっているものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、世帯で300日とのこと。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。取得する田の周囲は水稻作付地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻の栽培をし、地域の農地の利用調整に協力するとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、渡邊久芝委員。

○6番（渡邊久芝君） 6番、渡邊です。

2月19日の8時半より代理人の〇〇事務所の〇〇さん、そしてまた譲受人の〇〇〇〇さんと現地を確認しました。現地は水田で、きれいに耕うんされており、この3反は、譲渡人の〇〇〇〇さんの先代より〇〇さんに依頼があり、15年ぐらい前から耕作をしておるとのことでした。譲渡人の〇〇〇〇さんは、平成17年に相続されたそうです。〇〇さんは現在自営業をされておりますが、耕作ができないとことで話が合ったそうです。場所は平川行政センターより1キロぐらいの場所で、〇〇〇〇から200メートルぐらい西に行ったところの水田でございます。審議のほう、よろしく願います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号の10について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の10については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の11について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第1号整理番号11についてご説明申し上げます。

議案8ページから9ページをごらんください。本件は、平成27年2月5日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は農業の廃止をしたいとことから、譲り渡しの申し出をしたところ、譲受人においては、近隣に所有地があり、耕作するのに便利であり、規模拡大ができることから申し出を受けたいとことです。

総会資料21ページの位置図をごらんください。場所は、野里字大坪です。現地を確認いたしましたところ、現地は田で耕作されておりました。

総会資料22ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はあり

ますが、狭小で効率の悪い土地や日照不足の土地とのことです。農機具については、所有する農地を耕作するのに必要な機械はそろっているものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、世帯で700日とのことです。下限面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。取得する田の周囲は水稲地帯であり、今後もこれまでどおり水稲を作付するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、渡邊久芝委員。

○6番（渡邊久芝君） 6番、渡邊です。

2月17日10時半より、代理人の〇〇〇〇の〇〇〇さんと現地を確認しました。現地は水田で、きれいに耕うんされておりました。譲渡人の〇〇〇さんは、高齢のため耕作ができないとのことで、ひとり暮らしでございます。また、譲受人の〇〇〇〇さんは、現在勤めながら農業をしております。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんともに家が近く、また近くに水田も耕作しておるのでお売りしたいとのことです。場所は行政センターより真上に向かって300メートルぐらい行った変電所東側の水田でございます。

ご審議のほどよろしくよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号の11について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の11については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の12についてを議題といたしますが、議案第1号の12ないし議案第1号の15については関連がありますので、議案第1号の12ないし議案第1号の15について一括して議題とすることとし、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の整理番号の12から整理番号15についてご説明申し上げます。

議案9ページから10ページをごらんください。本件は、平成27年2月5日付で提出がありました。議案第1号整理番号12ないし議案第1号整理番号15につきましては、新規に農業を始めたいとするものです。

場所は、会議資料23ページが野里字大坪です。31ページが三箇字長渡、35ページが字長津、郷ノ崎下です。権利の種類は使用貸借権の設定で、使用貸借期間は10年となります。譲受人は、袖ヶ浦市三箇に在住しており、実家は農家ではありますが、二男であることから、実家の農地については長男が承継するとのことで、みずからは親戚より農地を借りて独立し、将来は稲作、ハウス栽培を行い、規模を拡大していきたいとのことです。

総会資料39ページから46ページをごらんください。譲受人の農業経営実施計画書です。譲受人は、水稻を栽培したいとのことで、本件は運営委員会案件でありますので、運営委員会においては、就農意欲、営農能力、収支計画等について審査をしていただいております。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、新規就農であり、経営耕地はありません。下限耕作面積要件につきましては、合計で6,715平方メートルで、50アール要件を満たしております。農作業機械につきましては、実家より借用にて調達するとのことです。

農作業常時従事日数については、ご夫婦世帯で170日従事する計画となっております。権利取得後は、周辺は水稻作地帯であり、今後もこれまでどおり水稻を作付するとのことです。また地域の水利調整に参加し、農地利用調整に協力し、農薬の使用方法については地域の防除基準に従うとのことです。新規就農としての申請ではありますが、農業経験等については、現在もご実家の農作業に従事しているとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、16日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長、お願いします。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番、地引です。議案第1号整理番号12号ないし整理番号15号につきましては、新たに就農したいとするものであります。

権利の種類は使用貸借権の設定で、2月16日に運営委員会を開催いたしまして、現地調査及び関係者から状況の確認とともに審議を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

2月16日の午後2時50分から運営委員6名と事務局において、譲受人及び代理人立ち会いのもと現地確認を行いました。現地調査については、申請地である田を確認し、その後午後4時15分から審査会を開き審議をいたしました。審査会では、事務局から申請概要の説明を受け、譲受人からの就農に対する考えを伺った後、各運営委員からの質疑にお答えいただきました。

今回譲受人は、農地法第3条による使用貸借権を設定し、農地を借り受け、農業を始めたいということでありましたので、新規就農者の営農意欲、営農能力、収支計画及び資金計画等に留意した審査をいたしました。将来的には何反くらい耕作したいのかとの質問については、3町から5町くらい耕作したいとのことでした。現在の勤め先では、農作業の時期には休みをとれるよう相談しているということでした。

ハウス栽培もしたいとのことであるが、何をどれくらい栽培するか、栽培する作物によっては稲作に影響を及ぼすことになるので、栽培する作物の選定には注意するよう委員から意見が出されました。

譲受人からは、実家ではハウスでミニトマトの水耕栽培をしており、父親から教えてもらいながら2反ぐらいを考えているとのことでした。また、ミニトマトの収穫時期は10月ごろとなるので、水稻の耕作には影響が出ないとのことでした。

奥さんは、ほかに仕事をしているかとの問いには、勤めてはおらず、農家の出であるので、自分が仕事するときにはかわりに作業をすることはできるとのことでした。このほかにも育苗について農作業機械の借用先やリース代、販売先、入手先について質問がなされました。

譲受人からは、研修は実家で農業をしていること、農機具については実家から借用し、借用代を支払うとのことでした。また主な販売先は農協になるだろうとのことから、組合員にもなり、地域の会合などにも積極的に参加するとのことでした。

代理人に対して、譲受人がこれから営農していく上でどのようにサポートしていくかとの質問をしたところ、代理人からは、農地の選定や農機具の整備などについてアドバイスをしていくとのことでした。

譲受人については、行く行くは専業農家になりたいとのことであり、継続して農業に従事していく意思を確認し、営農意欲もあると認められることから、採決の結果、議案第1号整理番号12ないし整理番号15につきましては、運営委員全員一致にて許可すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の12ないし議案第1号の15について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の12ないし議案第1号の15については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の16については、平成27年2月18日付で取り下げ願の提出があり、これを受理いたしましたので、議案から外させていただきます。

次に、議案第1号の17について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第1号整理番号17についてご説明いたします。

議案10ページ及び総会資料49ページをごらんください。本件は、市内の法人が市内在住の所有者から申請地を賃貸借にて借り受けし、1筆で1,104平方メートルの農地のうち535,97平方メートルを太陽光発電施設用地に転用しようとする計画に関連する案件であります。太陽光発電施設用地への転用については、先月の総会において皆様にご審議いただきました。先月ご審議いただきました内容としては、パネルを設置する部分の恒久転用の部分と、送電するために建設する電柱の部分でありましたが、本件を千葉県に進達いたし、千葉県における審査の中におきまして、パネルから電柱までの送電線を地下に埋設する部分について、区分地上権を設定すべきであるとのこと指摘をいただき今回の申請に至ったものであります。地下に埋設する送電線については、営農に支障を来さない深さ、具体的には1メートルの深さになり、地下に埋設する計画であります。農地に送電線を埋設することの権利を担保するため、農地法第3条の2の手続をすべきとのこと指導をいただきましたことから、再度皆様にお諮りするものであります。太陽光発電施設の計画自体は先月の総会においてご審議いただいたものと一切変更はございません。

なお、この申請については、平成27年2月5日付で提出されております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、渡邊久芝君。

○6番（渡邊久芝君） 6番、渡邊です。議案第1号整理番号17について報告します。

本件については、平成27年1月20日に開催された当総会において、農地法第5条の2の転用を担当地区委員として報告させていただきました案件に関連する案件であります。本件については、太陽光発電設備により発電した電気を最寄りの電線に乗せるためのケーブルを8.2メートル地下埋設する計画であり、その地下埋設する部分の農地について区分地上権を設定しようとするものであります。先月の5条の2の案件で、千葉県における審査の過程において、県からこの3条の2の地上権設定手続をするよう指導され、その指導に基づき手続したいというものであります。よろしくご審議のほうお願いします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、ちょっと心配になるので確認したいのだけれども、埋設は1メートルぐらいの下のところケーブルを入れて埋設すると。しかし、この進入路の部分とか出口の部分は、この農地、トラクターなのだけれども、危なくないのかな。俺それがちょっと心配なのだけれども、それは安全なのでしょう。その辺のところちょっと説明してください。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 深さとしましては、たしか1メートルというふうに計画は聞いてございます。

1メートルですけれども、入っていくときに、斜めに入っていくのではないかと、そこをトラクターに引っかけるのではないかとのご心配なのですけれども、実際パネルの下になる部分に、真下に1メートルそのまま入れて、電柱の立ち上がる場所で1メートル上がってくるというような計画になるかと思っておりますので、その辺は支障ないものと思われま。また、先月この案件ご説明したときに、この太陽光発電事業を行う事業者と土地所有者の方は親戚関係でございますので、その辺のお話というのは、十分調整がとられて事業を実施されるものと思われま。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑のある方。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号の17について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の17については許可と決定いたします。

ここで休憩10分間、4時05分から再開いたします。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長(中川喜一郎君) 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1についてを議題といたしますが、議案第2号の1ないし議案第2号の5については関連がありますので、議案第2号の1ないし議案第2号の5について、一括して議題とすることとし、事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局(森 博君) 議案第2号の整理番号1ないし整理番号5についてご説明いたします。

議案11ページをごらんください。本件は、君津市の法人が市内在住の所有者から申請地を賃貸借により借り受けして地上権を設定したいとするもの、及び売買により取得しようとするもので、農地11筆で7,084.28平方メートル、そのほかに山林12筆で2万3,916.72平方メートル、合計3万1,001平方メートルの計画区域内に太陽光発電施設を建設しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件につきましては、平成27年2月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料50ページをごらんください。申請地は、袖ヶ浦椎の森工業団地の西側に位置し、山林や教育施設、住宅などにより分断がなされていることから、第2種農地と判断されます。今回の計画区域については、少し濃くなっている部分が農地です。総会資料51ページに今回の太陽光発電施設のパネル設置の図面を添付しております。この配置により、合計6,276枚のパネルの設置が計画されております。

排水関係については、汚水雑排水は発生せず、雨水については、区域内に地下貯留式の調整池を設け、一時的な排水を抑制し、既設の排水管に排水する計画であります。この転用計画については、隣接農地は1筆ありますが、事業計画を説明し、隣接農地地権者に了解されているとのことであります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 本案件につきましては、16日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長(地引正和君) 20番、地引です。議案第2号の整理番号1号から5号につきましては、譲受人が譲渡人から賃貸借により借り受けして地上権を設定するもの及び売買により取得し転用し、隣接する山林などとともに造成して太陽光発電施設を設置しようとするものであります。2月16日に運営委員会を開催いたしまして現地の調査及び関係者から状況の確認とともに審議を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

今回の運営委員会における現地確認については、譲受人及び代理人並びに担当地区委員である中川

喜一郎委員にもご出席いただき、午後1時10分から実施いたしました。現地では、対象農地の現地確認をするとともに、現地における説明をいただきました。現地における主な質問及びその質問に対する説明は次のとおりです。

雨水についてどのように処理するのかとの問いに対しては、地下に貯留池を設置し、一時的な排出を抑制し、既設の排水管に接続し、徐々に放流処理するとのことでした。

計画区域の範囲について確認がなされ、また下流の農地への影響についての質問に対しては、計画区域の説明がなされ、また勾配を調整する関係から下流の農地への影響はないとのことでした。現地は、かつて農地造成がなされた土地とのことで、平坦でありましたが、長らく休耕となっていることが見てとれました。

審査会には現地確認同様、譲受人及び代理人並びに担当地区委員に出席いただき、午後3時40分から市役所会議室にて行いました。事務局からの議案説明を受けた後、譲受人及び代理人からも説明を受けました。

続いて、各委員から質問があり、譲受人及び代理人から説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

現地はおおむね平坦であったが、一部傾斜地があった。区域内での整地をするとの説明があったが、具体的にどのようにするのかの問いに対して、区域内に雨水を貯留する地下タンクを設置する計画であり、その際掘削した土砂と既存の土砂を用いて地下タンクのそばへ雨水を導く予定であるとの回答を得ました。

地下貯留式の調整池を設けるといいますが、その規模は、また調整池で処理し切れるのかとの問いに対しては、容量として1,712立方メートルで、30年確率の対応をしようとするものであり、また雨水の処理に関しては、区域内は背丈の低い草にて草地とすることから、浸透処理もするとの回答を得ました。

資金計画にその他として1億3,000万円が計上されているが、その主なものは何かとの問いに対しては、送電線負担金と許認可手続きにかかわる費用であり、東電側への送電線負担金について1億2,000万円かかるとの回答を得ておりました。

その他の質問に対しても適切な回答をいただきました。

採決の結果、運営委員全員一致にて、議案第2号の整理番号1号から5号については許可すべきものとなりました。

以上、ご報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、今回地下タンクを設けるといって初めてのケー

スだと思うのですけれども、それは今回の対象のエリアのあれが全てそこに入るように傾斜をつけて、地下タンクに水を一回集めるということになるのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 今回のここで太陽光発電施設の事業を行う、この全体区域の雨水の処理の方法としまして地下タンクを設置する。ただ、地面については、今ほど委員長からもございましたが、背丈の低い草が生える草地であるということから、自然浸透の部分もありますよ、それで処理し切れない部分については貯留池をつくりますと。その池をつくって、その中で一時的な排出を抑制して、少しずつ下流の排水へ流しますよというような計画でございますので、対象としては、今回の計画区域全体を対象とした雨水の処理、それを一時的に流さずに少しずつ下流の排水路へ排出するための貯留池ということで伺っております。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） ちょっと私にはよくわからないのだけれども、要は、そのエリアの発生するやつをU字溝か何かで全部水を受けて、それでそのタンクに一回集めて、それでそこからポンプでくみ上げるのか、何かレベル差を利用して水路のほうに流すのか、その辺のところを知りたい。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） この区域の中の造成そのもので高さを調整する。具体的に言いますと、50ページの位置図の図面の上のほうに、色が濃くなっている部分があるかと思うのですけれども、ここ農地なのですけれども、この下のあたりに調整池を設ける予定です。ここへ導くように、この図面でいいますと、下の方を高くして、上のほうを低くして、雨水全体をこの図面の上のほうの貯留池へ導く、U字溝で導くのではなくて、全体の高さを調整して導くということで計画を伺っております。そうすると、この図面見ていただきますと、北が上になっていますので、北が低くなる格好になります。そうすると、太陽光の発電にはいい状況にはないのですけれども、その太陽光の発電に影響を及ぼさない範囲での勾配をつけて雨水の処理をするというふうに伺っております。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） ためるところは池なのか、タンクなのか、その辺はどういう。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 地下にプールができるというものです。防火水槽なんかみたいな地下に潜っているようなイメージです。そこに水が入ります。そこに水がたまって、そこから少しずつ出していく。要は、出す口が小さいですから、少しずつ出していくということで、下流へ一遍に出ないというような構造を予定しているというふうに伺っております。入り込むのは勾配で、雨が流れて入ってきます。でも、全部入るわけではなくて、浸透する部分もちろんあるでしょう。その辺の計数については30年確率、30年に一遍ぐらいの雨が降っても大丈夫なような計算というふうに伺っております。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 要は、家の周りに防火水槽みたいな、コンクリートで周りを固めて、そこに水が入ってくるような、そういう仕組みということで考えればいいのか。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですね。

ほかに。御園委員。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。ちょっと確認させていただきたいのですが、この懸案については、数年前から3回にわたって、3社によって残土で埋め立てた土地とかぶっているわけではないでしょうか、ちょっと教えてください。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） この計画地については、御園委員おっしゃっている案件とは違います。ここについては、平成10年に農地造成をするという手続をして、いわゆる谷津田の部分を埋められて、平らになってございます。長らく耕作休まれているところでございますので、今ほどおっしゃられた部分とは場所は異なります。

○議長（中川喜一郎君） 御園委員。

○21番（御園 豊君） それでは、二、三年前3社目が無断で埋め立て始めた懸案については、もう完了されているのですか。この図面からいくと、50と書いたあたりかなという予測ができるのですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） そうですね、50ページの図面でいうところの、この50という数字があるあたり……いや、でももう少し下になるかと思えます。御園さんおっしゃっているのは、今からいきますと、おととしの5月の総会の前に、雨の中現地を確認していただいた案件の場所のことをおっしゃっておられるかと思えます。その案件につきましては、まだ事業は完了はしておりません。最終的に農地以外の部分に木を植えるのです。農地の部分にも覆土をして農地に戻すという計画があったかと思うのですが、それについては、今はまだちょっと全体計画からすると、転圧の時期として、もう少ししてから、従前農地でなかった部分への植林が始まる時期かと思われます。まだ完了という扱いにはなってございません。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

○21番（御園 豊君） はい、わかりました。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第2号の1ないし議案第2号の5について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1ないし議案第2号の5については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の6について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第2号の6についてご説明をいたします。

議案13ページをごらんください。本件は、市内の法人が市内在住の所有者から農地を売買によって取得し、建売分譲住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成27年2月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料53ページの位置図をごらんください。申請地は、蔵波台土地区画整理事業地に隣接し、平成通り、また既に行われた宅地開発、教育施設により分断されることから第2種農地と判断されます。本件転用については、9区画の宅地造成事業の全体面積のうちに329平方メートルの農地が含まれており、宅地分譲6区画と農地を含む3区画について建売分譲とする計画であります。

総会資料54ページに土地利用に関する図面を添付しております。排水関係については、雨水については雨水浸透貯留槽を設置して、オーバーフロー分のみを新設道路側溝へ、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理し、既存水路へ放流する計画であります。

総会資料55ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

25番、笹生猛委員。

○25番（笹生 猛君） 19日に代理人と農業委員の藤井さんと確認をしてみました。現地は、草が生えており、耕作はしてありません。この周りは蔵波中のそばということで、宅地開発が非常に進んでいるところで、同じような形で開発するものというふうに思います。現状としては問題がないものと考えます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ただいま担当地区委員からの説明がありましたが、調査に同行した委員から補足の説明があればお願いいたしますが。

○26番（藤井幸光君） 特にございませぬ。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第2号の6について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の6については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の7について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第2号の7についてご説明いたします。

議案13ページをごらんください。本件は、市内の法人が市内在住の所有者から農地を売買によって取得し、駐車場用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成27年2月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料56ページの位置図をごらんください。申請地は、袖ヶ浦駅に近接することから第3種農地と判断されます。譲受人である法人に勤務する者が袖ヶ浦駅を利用して築地まで通っているとのことですが、現在の駐車場は駅まで距離があることから、従業員の労務環境改善のため、駅の近くに駐車場を求めようとするものであります。

なお、今回の駐車場整備計画については、農地部分については売買により取得することとなっておりますが、東側市道側に農地以外の土地があり、その土地を利用して駐車場に出入りすることとなります。その土地については、使用貸借契約の締結により借り受けすることとされております。

総会資料57ページに土地利用に関する図面を添付しております。排水関係については、雨水のみであり、浸透にて処理する計画であります。

総会資料58ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

26番、藤井幸光委員。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井です。5条の申請です。現地は先ほど説明ありましたとおり駅の近くです。踏切を渡って〇〇〇〇〇〇です。地目は水田と一部宅地。2月14日の9時半に現地で〇〇〇〇測量の〇〇社長の説明を受けました。説明によりますと、譲渡人は奈良輪〇〇番の〇〇〇〇で、譲受人は奈良輪〇〇番地の〇、株式会社〇〇〇〇、社長の〇〇〇〇〇〇です。〇〇氏は、〇〇さんより譲り受け、611平米に社員用の駐車場をつくりたいとのことでした。

総会資料、先ほども言いましたが、57、58、57には駐車場のレイアウト、それから、58には写真ということで、駐車場への入り口は、幅6メートルの長さ20メートルで、この土地は〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの妹の土地です。一応借用するということで話が決まっています。駐車場はブラスを押し、整地し、雨水は自然排水し、南側と北側には土留めをするということです。どうぞよろしく願います。

○議長（中川喜一郎君） ただいま担当地区委員からの説明がありましたが、調査に同行した委員から補足の説明があればお願いいたします。

○26番（藤井幸光君） 同行できませんでした。

○議長（中川喜一郎君） それでは、説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。2つお伺いします。

まず、1点は譲受人の株式会社〇〇〇〇、この法人はどのような仕事をしている、業務をしている会社でしょうかというのが1点です。

もう一点は、社員用の駐車場ということで説明をいただきましたが、社員は何人ぐらい、築地へというような言い方を説明いただきましたが、現在その社員、利用する方は何人を予定しているのでしょうか。

以上、2点をお伺いします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） まず1点目、この法人はどのような業をしているかというところで、登記事項証明書によりますと、この会社の目的としては、加工食品荷受け業鮮魚荷受け、このあたりが築地に直接関係する業かと思われまます。

それと、あともう一点、従業員の数ですけれども、今回整備しようとする駐車台数、ここで20台分を確保しようとしてございませぬ。済みませぬ、人数たしか伺ったのですけれども、今ちょっと記憶から若干失念しております。たしか20名程度の従業員がおられるというふうには伺ったと記憶しております。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

高浦委員。

○3番（高浦芳一君） ありがとうございます。もう一点お伺いします。

20名くらいだというようなご説明をいただいているとのことですが、そのご説明をいただいた中で売買はやむを得ないだろうというふうに事務局として判断されての受理ということでしょうか。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 先ほどのご説明の中でも申し上げましたが、従業員の労務環境改善ということを目指すということでございましたので、妥当な計画ではなかろうかというふうにお預かりをした次第ではあります。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はこれにて終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号の7について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の7については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の8について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第2号整理番号の8についてご説明いたします。

議案13ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が市内在住の親族から申請地を使用貸借により借り受けし、専用住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成27年2月5日に申請書の提出がされております。

総会資料59ページの位置図をごらんください。申請地は、袖ヶ浦駅の北側約1キロに位置し、現在進められている袖ヶ浦駅海側土地区画整理事業区域から約200メートルの位置にあり、住宅と農地の混在する中にあることから第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料60ページのとおりであり、排水については、汚水雑排水については

合併浄化槽で処理の後既設の排水路へ、雨水についても既設の排水路へ排水する計画となっております。

総会資料61ページに現地の写真を添付しております。

本件の住宅建築については、市街化区域から1.1キロ以内で、40戸連たんの要件を満たしている案件であります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

26番、藤井幸光委員。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井です。

5条の申請です。現地は、袖ヶ浦駅より高須方面に向かって約1キロのところですか。総会資料59、60、61をごらんください。現状の地目は水田です。2月19日午前9時に有限会社〇〇測量設計の〇〇さんの説明を受けました。説明によりますと、譲渡人は、奈良輪〇〇番、〇〇〇〇、譲受人は、奈良輪〇〇番地の〇、〇〇〇さんです。〇〇さんは、子供が成長し、現在住んでいるところが手狭になってきたということで、この土地を使用貸借権を設定し、約227平米に2階の住宅をつくるということです。水道は市、電気は東京電力、排水は集中合併によるのだそうです。ガスはなし、道路面よりG.Lは30センチぐらいだけだということです。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号の8について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第2号の8については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の9について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第2号整理番号9についてご説明いたします。

議案14ページをごらんください。本件は、千葉市の法人が市内在住の所有者から申請地を賃貸借により借用し、1筆の農地6,453平方メートルのうち3,634.92平方メートルの計画区域内を農業用施設用地とする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成27年2月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料62ページの位置図をごらんください。申請地は、姉崎袖ヶ浦インターチェンジの南東側約1.7キロに位置し、農地性については、農振農用地であります。その用途区分を農地から農業用施設用地に平成26年11月13日に変更手続が行われております。今回の計画区域については、総会資料64ページのとおりであり、今回の農地転用許可申請の土地利用計画の図面を添付しております。図面中央に申請建物が2棟書かれております。この建物は、大きいほうが〇〇〇〇施設、小さいほうが〇〇〇〇の保管庫として計画されております。

図面左側に作業員駐車場、図面右上に冷蔵棟、ビニールハウス3棟が書かれております。この左側の駐車場と右上の冷蔵棟ほかについては農地転用手続が必要なものでありますが、この場所での業務遂行上の必要性から手続なく現在に至っておりましたが、今回の2棟の申請建物の建築手続に当たり、あわせて手続されようとするものであります。

排水関係については、放流先がないことから、雨水については貯留浸透槽へ、汚水雑排水は浄化槽を経た後、汚水貯留槽にて処理する計画であります。この転用計画に関する隣接農地については、事業計画を説明し、隣接農地地権者に了解されているとのことであります。

総会資料63ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、16日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番、地引です。

議案第2号の整理番号9号につきましては、譲受人が譲渡人から賃貸借により借り受けして農業用施設用地に転用しようとするものであります。2月16日に運営委員会を開催いたしまして、現地の調査及び関係者から状況の確認とともに審議を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

今回の運営委員会における現地確認については、譲受人及び代理人並びに担当地区委員である御園豊委員にもご出席いただき、午後1時50分から実施いたしました。現地では、対象農地の現地確認をするとともに、現地における説明をいただきました。現地での説明の冒頭、〇〇〇〇〇の責任者から、今回の申請の中に含まれる駐車場、冷蔵棟等について、本来農地転用手続が必要であったものの、手続なく現状としていることについて謝罪がありました。現地における主な質問及びその質問に対する

説明は次のとおりです。

計画区域の範囲について確認がなされ、また雨水、汚水の処理をどのようにするのか問いに対しては、当該地は放流先がないことから、雨水については貯留槽を設置し、ためて浸透処理する、汚水について合併浄化槽を経て貯留槽に導き、現段階ではくみ取りをする計画であるとのことでした。

審査会には、現地確認同様譲受人及び代理人並びに担当地区委員に出席いただき、午後4時15分から市役所会議室にて行いました。事務局からの議案説明を受けた後、譲受人及び代理人からも説明を受けました。

続いて、各委員から質問があり、譲受人及び代理人から説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

この川原井地先の〇〇〇〇〇の業務概要はどのようなものかを問うたところ、〇〇〇〇〇の業務の概要についての説明がなされ、新たな品種を開発しようとする、その〇〇を混在させることなく処理するスペースが必要になるとともに、その保管場所も必要になり、それらのための調整施設及び保管場所の必要性から今回の転用申請になったとの回答がありました。

現地でも確認したが、雨水処理の方法について再確認したいとの問いに対して、地下に浸透させる構造物を設置し、地上部分は駐車場として利用することも可能であるとの回答を得ました。

汚水処理について、現地ではくみ取り処理するとの説明であったが、くみ取り以外の選択肢はないのかとの問いに対して、合併浄化槽を経た水であり、比較的きれいな水である。現時点ではくみ取りで計画しているものの、蒸発散での処理についても検討したいとの回答を得ました。

その他の質問に対しても適切な回答をいただきました。

採決の結果、運営委員全員一致にて議案第2号の整理番号9号について許可すべきものとなりました。

以上、報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

24番、渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、汚水というのはどんな種類の汚水なのか、それ説明してくれますか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） こちらでの汚水としましては、この建物の中で働きます従業員のお手洗いがございますので、そのお手洗い、トイレから出る水を合併浄化槽で処理をする、その処理をした水が今現時点ではくみ取りで対応するという計画になってございます。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 関連なのですけれども、種のあれの関係で農薬とか何かいろいろ使うと思うの

だけれども、そういう機具を洗ったやつとか、そういう汚水とか、そういうやつは入っていないと。ただ下水、トイレの排水とか、そういう普通の一般の家庭なんかと同じぐらいの感じの汚水が出てくると、そういうことですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） そうですね、この土地利用計画図でいうところの大きいほうの建物が〇〇〇〇施設、小さいほうは保管庫ですので、そちらからの汚水というのは余り考えにくいのですけれども、大きいほうの建物の間取りを見ますと、調整室とか管理室とかあってありまして、水関係を使うところは本当にお手洗いしかないものですから、そこから出るということになろうかと思えます。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

○24番（渡邊喜一君） はい。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑のある方。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号の9について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の9については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の10について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第2号整理番号10についてご説明いたします。

議案の14ページをごらんください。本件は、福岡県の法人が市内在住の所有者から申請地を売買により取得し、農地1筆337平方メートル、そのほかに山林1万6,479平方メートルと、合わせて合計1万6,816平方メートルを太陽光発電施設用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成27年2月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料65ページの位置図をごらんください。申請地は、平岡小学校幽谷分校の北東約1,400メートルに位置し、高低差があり、一団の農地の中にあるとは言えないことから第2種農地と判断されます。

足説明があればお願いいたします。

佐久間委員。

○9番(佐久間政男君) 9番、佐久間です。

自分も御園委員と一緒に立ち会いましたでしたが、質問した結果は、U字溝等の排水の設置はと伺ってみましたら、一切予定なしということでした。また、防災計画に対しての縄張り等のあれは、それも一切計画なしということでしたので、そういう話がありました。

以上です。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

24番、渡邊委員。

○24番(渡邊喜一君) 24番の渡邊ですけれども、この写真を見ていると、何か少し雨水が流れてきて壁に筋が入っているようなのだけれども、この壁はどういうふう処理しようとしているのか、このままなのかどうか、その辺の説明をしてください。

○議長(中川喜一郎君) 事務局、森君。

○事務局(森 博君) 今ほど御園委員からもご説明ございましたとおり、周辺は盛られていて、この農地の部分だけが平らになっていると。そこを許可を得た後に周りが高さをそろえて事業をしたいというふうに計画がなされていると。ですから、多分今渡邊委員おっしゃっているのは、下のほうの写真のほぼ中央にある縦の亀裂の部分をおっしゃっておられるのかと思いますけれども、今ここは手前に農地が低いところがあって、奥側に高い部分との高低差がある、そこを水が流れたかのような形になってございますが、許可を得た後は全体的に平らにするということになりますと、この部分というのは、言い方を変えると、もう少し手前になってくるのかなと。今農地の部分が低くて、それ以外のところは周りが高くなっていますので、そこに流れてきているのが全体的に計画区域と、その下の土地との境に法ができる、そこを流れるような格好になろうかと思われま。

○議長(中川喜一郎君) 24番、渡邊委員。

○24番(渡邊喜一君) 私が心配しているのは、この土手が雨水なんかでどんどんどん崩れてきて、流れてきて、太陽光発電とか、そういうところに雨水の流れの勢い、こういう砂なんかでどんどんどん来てるのではないかなと思って、それで削った後の壁はどのようにするのかな、それが知りたいのです。

○議長(中川喜一郎君) 事務局、森君。

○事務局(森 博君) もしかしたらお答えにならないかもしれませんが。67ページの下の写真を見ていただきますと、農地の部分が低くなっている。その奥に壁のようになっていて切り立っている。この高さの差を、許可を得た後には埋めて、埋めてというか、この高さの差を解消して、要はこの部分、農地にも土を盛って、後ろ側から持ってくるのか、ほかから持ってくるのか、その辺はちょっと

私のほうでも把握していない部分もございますけれども、要は高さをそろえて、全体的に平らな部分をつくって、そこで太陽光発電をしようとしている。ですから、この67ページの下の側、パイロンが寝ている絵があるかと思うのですけれども、ちょっと見えていると思うのですけれども、そのあたりが今度は法になってくる部分、法尻になってくる部分かなというふうに思われます。

では、それが崩れるのかどうかというところにつきましては、もちろん下に影響のないような施工をしていただくということは必要だろうかと思いますので、それについては対応いただけるものと思われま

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

○24番（渡邊喜一君） はい。

○議長（中川喜一郎君） 御園委員。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。

先ほど事務局からの説明と現地での説明を受けたわけですが、これ面積が約1町7反、1万7,000平米あるわけですが、これはこの農地を除いては山林だと思います。これ私の記憶ですと、10年ちょっと前ぐらいに山砂を採取した場所なのです。山砂を採取した後、今度は盛り土を、今はやりの残土条例にひっかからない購入土という砂を盛り上げたということだそうでございますが、ただこの1万7,000平米の土地を土地利用するについて、ましてこの開発行為からすると、当然ここにこれだけの事業をする場合は、雨水の貯水池というものを設置しなければならないのではないかなという記憶があるわけですが、大体何平米以上を開発した場合は貯水池を設けようというように義務づけられているようですが、この土地に関しては、そのような設置が示唆されていないのですが、これはこの農地とはちょっと別、余談な話になりますが、そこら辺は事務局、話は聞いていないのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） そうですね、調整池の検討がなれさたかどうかについての情報はいただいております。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。

購入土であるか、残土であるかということの判断というのは確認できるのですか。これは難しいのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 市の廃棄物対策課、残土条例を所管する部署等に問い合わせをしました。ここは残土条例の規制の範囲が及ぶのか及ばないのか、どういう状況なのかというふうに伺いましたら、購入土、改良土という扱いになるようなのですが、改良土ということになりますと、市の残土条例の規制は及ばないと。現地で何しているのですかというお話は聞くことはできるのですけれども、規制するには至らない。規制はどこが所管するかというと、県の所管になりますよというふうになり

まして、言い方を変えますと、市のほうでは、その規制を所管が県の所管であるというふうなことで、具体的にここの土の確認とか、そういうものについても市のほうではできない、県のほうの所管になるというふうなところでございました。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。

では、逆にもしこれが残土であれば条例違反なのですよね。そうすると、開発というか、この件もその以前の問題になってしまうわけですよね。その辺についての確認ができない、向こうの申し立てだけでこっちは判断することになる。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） ここの土については、廃棄物対策課のほうにも問い合わせしておりまして、廃棄物対策課からすると、県の所管する改良土であるというところは、一応その答えは得られています。ですから、残土条例の規制の及ぶ残土には当たらないということは確認はしてございます。

○議長（中川喜一郎君） 御園委員。

○21番（御園 豊君） ちょっと話がそれるわけですがけれども、この農地からちょっとそれるわけですが、参考にちょっとお話ししたいと思います。先ほど述べたように、この農地の表面にごろごろ大きな白いものが転がっていますが、これ人間の頭部ぐらいの、先ほども述べましたけれども、セメントが固まったようなものです。残土条例からするとどうかというと、残土条例は、人間の拳以上のものは、これは廃棄物に該当すると。残土条例の中では、拳以下のものならば、それが20%まじっている、全体の20%以内ならば残土に該当するという残土条例の規定にあるわけですがけれども、ではこれはどうかというと、これはごろごろした拳よりはるかに大きいものですから、転がっているこのものは、これは産廃に該当するということだそうでございます。

では、県はどうかということで、県のほうにも確認したところ、ご承知のように、袖ヶ浦でも何カ所も残土条例に該当しない購入土、改良土と称して現況操作して残土屋さん、あるいは建設屋さんがこういうケースが何カ所でも行っているようでございます。今千葉県あたりでそれに対してどうかということは、間もなく購入土、改良土、この規制をかけるということで、県本部はその条例、法律を今精査して、間もなく規定をかけるということで条例にかける予定ですというお話でした。

よって、物は残土でしょうけれども、改良土と購入土ということに対しての条例が今はない、縛りが無いということで、この件に関しては、そういうわけでこういう大きいものがごろごろしている、これは、このものそのものは、これは購入土であっても改良土であっても、このごろごろしているそのものは、これはいい判断というお話でございます。

しかし、今回の農地のことでございますので、農業委員会としてはこの農地をどうするかということでございますが、先ほど冒頭に申し上げましたように、この隣接地の農家の人が、この行為に対して反対しているわけです。そして県にも反対要請をしたということだそうでございますが、その縛り

がない、指導もできないということで、この件に関しては県のほうもどうにもならないというのが現状だそうです。

よって、今回のこの農業委員会のこの問題については、要は事業側からすると、この写真のようにコの字型にこれが引っ込んでおりますので、農業委員会がオーケーを出せばこれが大分上に盛り上げてあるそうですから、その砂を下へ入れるように、砂が待っているようでございますので、オーケーさえすれば上からおろしてこれを全体が同じ形に、形状にできるということで今回のこの案件が出てきたようでございます。よって、皆さんのご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） いろいろ質疑が出ましたけれども、ほかにどなたかありますか。

多田委員。

○10番（多田總一郎君） 10番。多田です。

この法人なのですけれども、この会社はどういった会社なのですか、それを説明していただけますか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 登記簿でこちらの会社の目的の一部をご紹介しますと、さまざまな業務をされており、ホームタウンカンパニーのビジョン実現を目的とした事業を行うとあってあるのですけれども、ちょっとこれは私のほうでは内容はわからないのですけれども、2番目で、再生可能エネルギーを利用した発電機械、機具及びその関連製品の企画開発、製造、販売、施工、保守、メンテナンス、蓄電システムの企画、販売等が記載をされております。ですから、太陽光について取り組んでいる事業者ではなかろうかというふうに推測はできます。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。

先ほどの委員のご質問に関連してお聞きしますが、福岡県にあるこの会社は、この当該地区周辺、もしくは袖ヶ浦地区に営業所なるものは存在しているのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） この申請の手続の中で、代理人との会話の中で、そのものずばりの会話をしたことはないのですけれども、会話の中から推測するに、袖ヶ浦市に支店等はないものと推測されます。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） もう一点お伺いします。

この総会資料の中で、写真、図面等で、特にこの写真なのですが、写真にあるところは今回売買しようとする畑に該当する場所ですか、全て。ということは、御園委員等からご説明いただいた改良土と称するものが全部覆土されているというふうに理解してよろしいですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） この67ページの写真については、平らな部分は農地、ここには改良土は今が入っておりません。奥側に、例えば下の図面でいきますと、後ろ側に壁になっているようなものが写真でも見て取れるかと思うのですが、手前の平らな部分は農地のまま、基本的には農地のままの状態である、そこに少し落ちている、数個の、先ほど御園委員からありました塊が落ちているようにも見受けられますけれども、基本的にはまだここは盛られてはいないところです。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

○3番（高浦芳一君） はい。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

たくさん質問ありましたけれども。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。

これまで質疑等、事務局等からの説明並びに現地の担当委員等の説明並びに関係する委員から質問等があった内容を吟味しますと、今回の売買しようとする畑、これの現状に至る経過と今後の転用とこの用途ですか、発電施設に利用しようとする経過等が非常に脆弱であるということから、安易に今回の総会で許可、不許可というような判断をすることなく、できればもう一度内容等吟味しながら、次回の総会等で最終的に各委員が納得した中で議決等をされるように私は感じております。できれば、もう一度内容等確認しながら、農業委員会として適切な判断がなされるような状況等をもう一度精査すべきであると思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ただいま高浦委員から皆さんが先ほど質疑でたくさんいろんな質疑が出ており、今すぐ判断すべきではない、再審査すべきという案が出されましたが、ほかに今の件でどなたかございますか。

どうぞ。

○21番（御園 豊君） 今棚上げというお話でございますが、地元として懸念する件が先ほどからもちょっと私説明しておりましたけれども、一つは、その地元の方が反対されていると。この間の説明現地で受けたときには、この事業者が、その反対されている方を、そのうち理解してもらうように今接触しているところだという説明を受けました。その件については、まず接触して理解を得られたのかどうか、それが1点聞いていただきたいこと、それと開発行為に必要な、先ほどもちょっと話しましたけれども、調整池の設置等については、必要なか必要でないのか、そこら辺をちょっと確認して

いただければと思います。以上2点を次回までをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員のお話と、今御園委員が確認事項が示されました。

何かありますか。

事務局、森君。

○事務局（森 博君） 今ほどいただいた2点の確認事項のうち、反対されている地権者さんへの対応については、理解を得られるように努力をしている。先週の土曜日に接触されて、まだ答えまではいけてはいないのですけれども、努力をしていると、引き続き努力をしていくということは代理人を通じて本日確認をいたしました。まだ了解したというところまではいただいておりませんが、引き続き努力をしていくというお話はございました。

調整池につきましては、これは済みません、今答えを持ち合わせませんので、宿題とさせていただきます。

○議長（中川喜一郎君） 業者さんが現在反対されているところに努力をされているということもありますので、この議案については、どうでしょうか、次月に再審査にいくということで、皆さんに、ほかに何か対案があればあれですけれども、それで来月に保留という形で、そのことについて異議のある方。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、本案件については、3月に再審するというので採決をしたいと思いますが。

はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 3月という言い方の採決ではなくて、継続審議とするという表現で今回は見送ったほうが適切であろうと思います。というのは、3月で結論が出るとは限らないという趣旨で継続ということで取り扱われたほうがよろしいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 確かにそのとおりかもわかりません。

ということで、本案件は、きょうは採決は保留ということでよろしいでしょうか。その保留について異議ありませんね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） では、この案件については、継続審議といたします。よろしく願いいたします。

◎議案第3号 平成26年度第11次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 平成26年度第11次農用地利用集積計画承認の件を議題といたしますが、議員の家族にかかわる案件がありますので、農業委員会法第24条の規定により、議事

参加できませんので、審議が終了するまで関係委員の退席を求めます。

〇〇番、〇〇〇〇委員。

〔〇〇番 〇〇〇〇委員退席〕

○議長（中川喜一郎君） 暫時休憩といたします。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、議案第3号 平成26年度第11次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第3号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第3号 平成26年度第11次農用地利用集積計画承認の件についてご説明申し上げます。

今回の申請は、利用権の設定が7件で、178.09アールとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）7ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

〇〇〇〇さんですが、申請面積は23.55アール、新規です。〇〇〇〇さんですが、申請面積は20.00アール、新規申し込みになります。〇〇〇〇さんですが、申請面積は20.42アール、更新でございます。株式会社〇〇〇〇ですが、申請面積は51.05アール、新規申請でございます。〇〇〇〇さんですが、申請件数が3件で、申請面積は63.07アール、新規の申請となっております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ、高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 済みません、質問といえば質問かもしれませんが、ちょっとわからなかったのがご説明いただきたいのですが、〇〇〇〇委員が退席された理由は、この案件のどこに該当するのでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 農業委員会法の24条の規定がございまして、農業委員会の委員は、自己または自己と同居の親族もしくは同居の親族の配偶者の関係にある事項については、議事に参与することができないという規定がございます。議案の7ページでいうところの27の2の1、〇〇〇〇さんです。

〇〇様が〇〇様のご子息に当たられます。よろしいでしょうか。

○3番（高浦芳一君） はい、ありがとうございました。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑のある方。
地引委員。

○20番（地引正和君） 20番、地引です。

この中、7件の中で、いわゆる貸してもらおうほう、ほかの5件は1反当たり大体30キロというのが出ているのですけれども、1、2は全然それ出ていないのですけれども、その辺は指導というのはやっているのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） これは使用貸借ということで、賃貸借等とは違いまして、お金の発生をしないで借りるということで相手との合意ができていますのでございます。

○20番（地引正和君） わかりました。済みません。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑のある方。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

〔〇〇番 〇〇〇〇委員着席〕

◎議案第4号 下限面積（別段の面積）の設定について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 下限面積の設定についてを議題といたします。

それでは、議案第4号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 総会資料15ページをごらんいただきたいと思います。下限面積及び設定理由並びに毎年の見直し・公表について説明させていただきます。下限面積・別段面積の設定についてご説明申し上げます。

農業委員会は、農業委員会の適正な事務実施についてに基づき、毎年下限面積・別段面積の設定または修正の必要性について審議することとなっております。現在袖ヶ浦市は、農地法第3条第2項第

5号により下限面積基準を50アールとしております。しかしながら、新規に農業を誰でもができるよ
うになどの観点から、毎年見直すことが必要であるとの通知がなされています。このことから、本市
においても下限面積を見直すことがどうか必要かの判断をしなければなりません。しかし、経営面積
が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないうこと、また新規就農に
当たっては、下限面積未満のもの数が増加することにより、農地の農業上の効率的かつ総合的な利
用の確保に支障を来すことが懸念されるため、本市の下限面積については、農地法で定められてい
るとおり50アールとするものです。

説明は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 報告第1号についてご報告いたします。

議案16ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出があり
ましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しまし
たので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成27年1月1日から平成27年1月31日までで1件です。

続きまして、報告第2号についてご報告いたします。議案17ページをごらんください。農地法第5
条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第
11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、こちらも専決処理期間は平成27年1月1日から1月31日までで5件です。

報告は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

◎その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員に何かございますか。

1番、山口委員。

○1番（山口忠雄君） 1番、山口でございます。動議として提案をさせていただきます。

昨年は皆様のご賛同により、不祥事再発防止の報告書を承認させていただきまして、まことにありがとうございました。この報告書により、再発防止の取り組みといたしまして、本日の総会案件に対するの複数委員での業者立ち会いや、先月の倫理研修会など、取り組みは一步一步着実に進められております。そこで、私は報告書に取りまとめられた農業委員の綱紀粛正をさらに推し進めるため、農業委員の倫理規程を策定することの提案を動議とさせていただきます。

○議長（中川喜一郎君） ただいま1番、山口委員から動議の発言がありました。動議は、袖ヶ浦市農業委員倫理規程の策定についてであります。

お諮りいたします。山口委員の動議に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成委員全員でございます。

よって、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第11条の規定により、動議は成立いたしました。

ほかに発言はございませんか。

まず、御園委員。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。

倫理規程をつくることは非常にいいと思いますが、昨今の事件の一端の中で、川名委員の辞職勧告したわけでございますが、辞職勧告した当時、川名委員の挨拶の中に、12月ごろまで自分の一身上の結論を出したいということをご申し上げていたと、たしか記憶しております。そして、今既に年を明けて2月も終わりになろうとしているわけでございますが、当時から川名委員は欠席ということになっておりますが、やはりこの団体は公務員でございますし、欠席、欠席ということだけでは、関係者、市民の理解も得られないわけでございます。よって、もう2月、任期あと1年を残すところでございますので、ひとつ早速農業委員長、そして事務局長等で役員三役でひとつ川名委員に接触していただいて、当初弁護士と相談しているという話もしておりました。よって、その後弁護士とどういう打ち合わせになったものなのか、また一身上のことをどう結論づけているのか、そこら辺をきちっと明確に皆さんの理解を得られる答弁を求めてきたらいかかと思っております。そこら辺を会長、事務局、

ひとつ検討していただいて、次回3月の委員会にははじめをつけていただければと思いますので、要望いたします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 山口委員からの提案の倫理規程の策定については賛成をされました。ついては、この件について、この策定の方法、いつ、誰が、どのように進めていくのか、案か何かはお持ちなのでしょうか、それともこれから検討するのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 局長、お願いします。

○事務局長（佐久間泰利君） まず、御園委員からのご指摘もらいました川名委員の問題なのですが、昨年10月、11月、この期間に私個人的、それから会長とも同行しました。本人に辞職勧告が出ているので進退ははっきりさせてくださいというふうなお話をしたところ、川名委員の言葉として、俺は悪くないというふうなことで突っぱねられてしまいました。本来であればもっと接触をするべきなのでしょうけれども、ちょっと足が遠のいてしまいました。この件に関しては大変申しわけございません。これから先ほど御園委員のお話のとおり、来月の総会までにまた何度か接触を図ってみたいというふうに考えております。ただ、ご期待に沿える答えが出るかどうかは、ちょっと定かではありませんけれども、もう一度訪問して本人にお話を伺ってみたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、高浦委員のほうからのご質問なのですが、こちらにつきましては、この会議の後で該当する委員さんにちょっと別室で打ち合わせをお願いしたいなと思って考えておったところなのですが、ご質問が出ましたので、この倫理規程については、ほぼ素案というか、これはいろんな分野で倫理規程をもじりまして、袖ヶ浦の農業委員に当てはめるような形で素案ができております。この後、元再発防止検討委員会の皆さんに一、二回この素案のほうを内容検討いただきまして、3月の総会に諮り、もし3月総会でご審議の上、決定されれば同日から施行していきたいというふうにこちらのほうのスケジュール、皆さんの合意を得ておりませんが、考えておるところです。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） それでは、この際動議、先ほど成立いたしました議題を日程に追加し、直ちに議題とすることといたします。

日程を追加いたします。

日程第4の次に日程第5、発議案第1号、提案理由の説明、質疑、討論、採決。

以上でございます。

◎発議案第1号 袖ヶ浦市農業委員倫理規程の策定について

○議長（中川喜一郎君） 日程第5、発議案第1号 袖ヶ浦市農業委員倫理規程の策定についてを議題

といたします。

提案の理由を求めます。

1番、山口委員。

○1番（山口忠雄君） 1番、山口です。今事務局長さんのほうからも話がございましたが、ご承認いただけました動議について趣旨説明をさせていただきます。

不祥事再発防止の報告書に取りまとめた再発防止の取り組みといたしまして、本日の総会案件に対しての複数委員での業者立ち会いや先月の倫理研修会など、取り組みは一步一步着実に進められていることは皆さんご承知のとおりでございます。

農業委員の倫理とは、先月の倫理研修会でもありましたように、一般的に考えてやってよいこと、してはならないことは頭ではわかっているかと思いますが、改めて文章にしようとするのとどのように表現するか、またどこまで表現すべきか、判断に迷うところでございます。そこで私は報告書に取りまとめられた農業委員の綱紀粛正をさらに推し進めるため、農業委員の倫理規程を作成することの提案をするものであります。

倫理規程を策定する具体的な取り組みとしては、再発防止検討委員会として検討を進めてきた元委員に再度ご協力をいただいて、農業委員倫理規程の取りまとめ作業を行うことを提案させていただきたいと思っております。

なお、参加メンバーとしては、副委員長を務められた奥野委員のほか、中川会長、高浦委員、積田委員、地引委員、葛田委員、藤井委員、そして山口での対応を考えておりますので、皆様のご賛同をお願いする次第でございます。

私からの動議の内容は以上となります。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

笹生委員。

○25番（笹生 猛君） 25番、笹生です。

動議の趣旨は賛成いたします。ただ、これも一つ提案なのですけれども、倫理規程ということではなくて、どうでしょう、倫理条例、農業委員会倫理条例という形で、市民にも、具体的にこういう条例をつくって農業委員が変わっているということになると、非常に大きな取り組みで、農業委員会もこれからクローズアップされると思うのですが、条例という扱いにはどうでしょうか。これは今後検討するというのはいかがでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（佐久間泰利君） 倫理規程を条例化扱いというふうなご提案がありました。これに関しては、今私がこの場でちょっとお答えができませんので、検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

発議案第1号 袖ヶ浦市農業委員倫理規程の策定について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、発議案第1号は可決されました。

○1番（山口忠雄君） ありがとうございます。それでは、策定に向けた作業を開始することとし、打ち合わせをしたいと思いますので、参加メンバーの皆さんは総会の後、残っていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、ほかに何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして、第25回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後5時44分 閉会